

## 1 法律の目的と法人格取得の効果

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。

これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたり、不動産の登記をしたり、電話を設置するなどの法律行為を行う場合は、団体の名で行うことができず、様々な不都合が生じています。

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、これらの団体が法人格を取得する道を開いて、このような不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定されました。

「特定非営利活動法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである。」との考えがとられている点が、NPO法の大きな特徴です。法人の信用は、法人としての活動実績や情報公開等によって、法人自らが築いていくこととなります。

NPO法は、平成10年12月1日の施行後、平成15年5月、平成20年12月の改正NPO法の施行を経て、平成23年6月に大きく改正されました。

具体的には、認証制度について、制度の使いやすさと信頼性向上のための措置として、(1)活動分野の追加、(2)認証手続きの簡素化・柔軟化、(3)情報開示の充実、(4)会計の明確化、(5)認証認定事務を一元的に都道府県・指定都市において担うなどの改正が行われました。（平成24年4月1日施行）

時代と共に特定非営利活動法人を取り巻く環境は大きく変化していますが、特定非営利活動法人制度は、国民の多様化したニーズに効果的かつ機動的に応え、個々人の自己実現の意欲を生かすことができる仕組みとして、今後もますます重要な役割を果たすことが期待されています。

## 2 法律の概要

### (1) NPO 法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO 法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です。

- ア 特定非営利活動<sup>注1</sup>を行うことを主たる目的とすること
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員<sup>注2</sup>で分配しないこと）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
- ク 10人以上の社員を有するものであること

#### 注1 特定非営利活動

- |   |
|---|
| <p>① 次に該当する活動であること（法律の別表）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li><li>2 社会教育の推進を図る活動</li><li>3 まちづくりの推進を図る活動</li><li>4 観光の振興を図る活動</li><li>5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</li><li>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li><li>7 環境の保全を図る活動</li><li>8 災害救援活動</li><li>9 地域安全活動</li><li>10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li><li>11 国際協力の活動</li><li>12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li><li>13 子どもの健全育成を図る活動</li><li>14 情報化社会の発展を図る活動</li><li>15 科学技術の振興を図る活動</li><li>16 経済活動の活性化を図る活動</li><li>17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li><li>18 消費者の保護を図る活動</li><li>19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li><li>20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</li></ol> <p>② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること</p> |
|---|

#### 注2 社員

「社員」は、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤務する人(会社員)という意味ではありません。

## (2) NPO 法人設立の手続

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類<sup>注3</sup>を添付した申請書を、所轄庁<sup>注4</sup>に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、申請書の受理後4カ月以内（所轄庁の条例で縦覧を経過した日から2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより法人として成立することとなります。

申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、受理した日から2カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。

(注3)

① 定款

② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）

③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本

④ 住所又は居所を証する書面

⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿

⑥ 確認書（2の(1)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面）

⑦ 設立趣旨書

⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

※住民基本台帳ネットワークシステムにより本人情報（居住地等）を確認できる場合には、役員の住民票の写しの添付を省略できます。

(注4) NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります。

## (3) NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。

NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

### ① 役員

NPO 法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表<sup>注5</sup>し、その過半数<sup>注6</sup>をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等とはなれないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

(注5) 定款をもって、その代表権を制限することができます。

(注6) 定款において特別の定めを置くことができます。

### ② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

### ③その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。

### ④事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

### ⑤定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります。

（注）定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となるのは、以下の①～⑩に関する事項となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

### ⑥合併、解散

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続きを経て、別のNPO法人との合併又は解散を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

（注）定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

## ⑦監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

## 3 市町への権限の移譲について

### 1. 特定非営利活動法人の認証申請等の窓口について

特定非営利活動促進法に係る認証事務等については、平成18年6月1日から、唐津市、鳥栖市、伊万里市、鹿島市、平成21年6月1日から神埼市、基山町、平成22年6月1日から多久市、太良町、平成23年6月1日から武雄市に権限を移譲しています。

また新たに平成24年6月1日から嬉野市、有田町にも権限を移譲することとなりました。

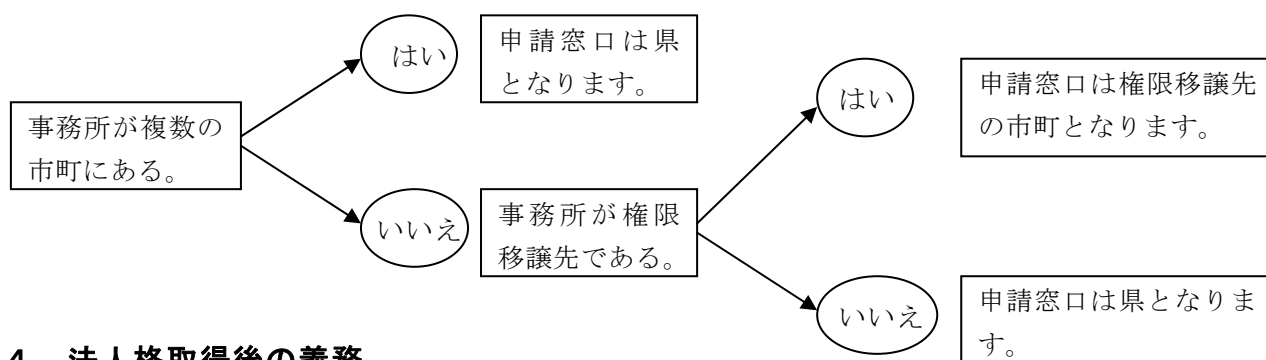
権限移譲により、設立の認証事務、各種届出等については、NPO法人の事務所の所在地が移譲市町のみにある場合は、移譲市町において受理し事務処理をすることになります。事務所の所在地が県内の複数の市町にまたがる場合は、従来どおり窓口は佐賀県となります。

不明な点があれば男女参画・県民協働課（0952-25-7374）までお尋ねください。

### 2. 移譲される主な事務

- ・ 特定非営利活動法人の設立認証
- ・ 事業報告書等の受理
- ・ 定款変更の認証、定款変更の届出書の受理
- ・ 役員変更の届出書の受付等

### ※参考（早見表）



## 4 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご留意ください。

### (1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります。

(注) 閲覧される書類は①～⑨となります。

- ① 事業報告書

- ② 貸借対照表
- ③ 活動計算書
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

## (2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」<sup>注7</sup>（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

税率は、別表のとおりです。

(注7) **法人税法上の収益事業**（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）  
・物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

※ 上記の事業については、その事業がNPO法人の目的（NPO法第11条に規定されている定款に記載された目的）を達成するための本来の事業であるか、本来の目的の事業の費用に充てるために付随的に行うその他の事業であるかは問いません。

なお、実際に法人税等を納付しなければならないのは、法人税法上の利益がでた場合だけで、青色申告を行った場合には、赤字がでれば、その赤字を翌年の黒字と相殺することができます。

## 1 国税

- 法人税率

|             |       |
|-------------|-------|
| 年間所得800万円以下 | 15.0% |
| 年間所得800万円超  | 25.5% |

復興特別法人税 (H24.4.1~H27.3.31) 法人税額の10%

## 2 地方税

### (1) 県民税、市町村民税

- 均等割は、地方公共団体内に事務所等を有する法人について課税。
- 均等割の税率

|       |         |
|-------|---------|
| 道府県民税 | 21,000円 |
| 市町村民税 | 50,000円 |

※佐賀市、鳥栖市、基山町については、6万円

- 法人税割は、収益事業から生じた所得に対して課された法人税を基礎に課税。
- 法人税割の税率

県民税 法人税額の 5.0%

※法人税額が年1千万円超の法人は5.8%

市町村民税 法人税額の14.7%

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市  
鹿島市、嬉野市、神埼市、基山町、太良町

法人税額の14.5% 有田町

法人税額の12.3% 小城市、吉野ヶ里町

上峰町、みやき町、玄海町、大町町  
江北町、白石町

### (2) 法人事業税 (県税)

- 事業税は、収益事業から生じた所得に対して課税。
- 事業税の税率

|                      |      |
|----------------------|------|
| 年間所得400万円以下の金額       | 2.7% |
| 年間所得400万円超800万円以下の金額 | 4.0% |
| 年間所得800万円超の金額        | 5.3% |

### (3) 地方法人特別税 (国税)

- 法人事業税を納める団体が対象。
- 納める額は、所得を課税の基礎とするものについては、法人事業税の所得割額×81%
- 地方法人特別税は、法人事業税と併せて県に申告して納めます。